

岩手県告示第796号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岩手県医療労働組合連合会執行委員長中野るみ子から、争議行為を行うことについて、平成29年10月23日次のとおり通知があった。

平成29年11月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事件 生活を守る賃金と雇用の確保等の要求に関する件
- 2 日時 平成29年11月8日午前0時以降、本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所
  - (1) 盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学構内全般
  - (2) 花巻市台第2地割85番地1 岩手医科大学附属花巻温泉病院
  - (3) 盛岡市加賀野三丁目14番1号 三田記念病院
  - (4) 盛岡市津志田26地割30番地1 川久保病院
  - (5) 岩手郡岩手町江刈内第10地割47番地2 さわやかクリニック・さわやかハウス
  - (6) 盛岡市三本柳6地割1番地1 盛岡赤十字病院
  - (7) 奥州市水沢区佐倉河慶徳27番地1 胆江病院・興生園
  - (8) 一関市大手町3番36号 一関病院
  - (9) 釜石市野田町一丁目16番32号 釜石厚生病院
  - (10) 盛岡市下ノ橋町6番14号 遠山病院
  - (11) 盛岡市青山二丁目12番33号 アルテンハイム青山
  - (12) 花巻市東宮野目第13地割112番地 本館病院
  - (13) 北上市花園町一丁目6番8号 北上済生会病院
  - (14) 北上市村崎野16地割89番地1 花北病院
  - (15) 盛岡市津志田13地割18番地4 盛岡南病院
  - (16) 花巻市湯口字志戸平14番地1 イーハートブ病院
- 4 争議行為の概要 3の場所の全部にわたり、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。